

令和4年4月8日

保護者様

大津市教育委員会事務局
学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応について（お願い）

平素より、本市学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和4年1月以降、感染拡大の影響により、多くの学校において学級閉鎖等の措置を講じてまいりました。今年度につきましても、引き続き、感染拡大防止対策を講じながら、教育活動を実施していくこととなりますが、学校における感染拡大防止のため、下記の点につきまして、改めてご理解、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. お子様の健康管理について

- ・ 登校の際には、検温や風邪症状の確認を行い、健康観察カードを学校に提出してください。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え、無理をせず自宅で休養させてください。また、かかりつけの医療機関等に電話等で相談し、その指示に従ってください。併せて、学校へ連絡をお願いします。
- ・ 同居の家族に、発熱や風邪症状が見られる場合についても、登校を控えるようお願いいたします。
- ・ 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、学校で様子を見て休ませることはできませんので、ご家庭に連絡させていただきます。その際は、できるだけ早めに迎えに来ていただきますようお願いいたします。

2. PCR検査等の検査を受けられる場合の対応について

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、感染拡大防止および学校での対応を迅速にするためにも、速やかに学校へ連絡をしてください。
 - (1) 児童生徒がPCR検査等を受検する（受検した）場合
 - (2) 児童生徒の同居の家族がPCR検査等を受検する（受検した）場合
 - (3) 児童生徒または同居の家族の感染が判明した場合
 - (4) 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

3. 児童生徒の感染が判明した場合の対応について

- (1) 学級閉鎖や部活動の停止等、学校の教育活動に影響がある場合のみ、メール配信を行い、影響がない場合にはメール配信は行いません。（R4.3.24から）
- (2) メール配信が夜遅い時間になる場合がありますが、ご理解をお願いします。
- (3) 裏面の通り、「児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」を改訂しますのでご確認願います。（R4.4.8から）